

# 令和3年度の農業労賃標準額表を定めました

▷問い合わせ先＝農業委員会事務局(☎内線341・349・350)

令和3年度の農業労賃標準額を次のとおり定めました。「頼む人」「頼まれる人」がお互いに理解し合い、安定した農業経営ができるよう協力をお願いします。

## ■留意点

- ・標準額は、昼食(弁当)持参を基準としています。
- ・標準額には、消費税は含まれていません。
- ・標準額の適用は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。
- ・賃金の詳細は、お問い合わせください。

## ■人力作業の賃金

作業種別	1日当たり標準額(8時間)	超過時間給(1時間当たり)
困難な作業(くろ塗り、くろ根踏、代かき補助など)	7,000円	1,100円
普通の作業	6,400円	1,000円

## ■機械作業の賃金

作業種別(機械)	単位	条件の良い	条件の悪い	
耕起	10a	6,800円	7,500円	
代かき		7,300円	8,100円	
田植え		7,200円	8,000円	
バインダー		6,800円	7,500円	
コンバイン(刈り取りのみ)		21,300円	24,500円	
コンバイン(乾燥のみ)		10,200円	10,200円	
コンバイン(刈り取りから乾燥まで)		31,500円	34,700円	
ハーベスター			8,100円	
もみすり			520円	
もみすりから精米		玄米30kg	1,100円	
色彩選別機		510円		
くろ塗り	1m	52円		
畦畔草刈り	1時間	2,040円		

# ～ふるさと大船渡応援寄附～ ありがとうございます

3月1日から3月31日までの間、全国各地から、553件9,351,100円の寄附をいただきました。大変ありがとうございました。

寄附をいただいた人のうち、本人の了解が得られた皆さんの氏名を掲載します。

## ▷問い合わせ先

企画調整課政策調整係(☎内線216)

## 【個人】(敬称略・50音順)

麻田 春江 大貫喜久雄 木山 芳松 立原 政幸 長友 貴 古川 亮二  
 阿津沢 潔 大野 功二 児島清容子 田中 邦剛 長野 恭子 星 文男  
 安部 賛 小澤 聖史 腰本 雅之 谷口 翠 並家 和史 細川 智也  
 甘竹 裕子 小田 健太 崎山 敬仁 谷村 純治 錦 沙恵子 牧田 純一  
 飯見 勇 柿田恵美子 佐藤 健也 玉城 伸子 西澤 明 眞武 弘明  
 伊藤 大介 桂 雅行 島田 晋作 塚田 賢治 仁田 妙子 宮原 進  
 井上 信幸 加茂 純子 荘加 徹 堤 安紀子 早川 和慶 武藤真理子  
 井上 正敏 川畑 周悦 鈴木 健 戸祭 剛史 平松 誠 吉田 英正  
 白田 博信 北原 典幸 鈴木 正志 富澤 康深 深津 孝  
 白田 良子 木村 茂 田川 勝彦 友村 左近 福田 智之



あしがらん

# 固定資産税についてのお知らせ

▽問い合わせ先＝税務課資産税係(☎内線140・155・156・159)

## 納税通知書の発送と納付期限

令和3年度固定資産税納税通知書は、5月6日(木)に発送します。納付期限は次のとおりです。

- ▽第1期 5月31日(月)
- ▽第2期 8月2日(月)
- ▽第3期 9月30日(木)
- ▽第4期 11月30日(火)

## 評価替え

令和3年度は固定資産の評価替えです。評価替えとは、3年ごとに土地と家屋の固定資産税評価額を見直し、資産価格の変動を評価額に反映させる制度です。

## 土地の課税標準額の据置措置

土地の固定資産税は評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく措置がとられています。ただし、令和3年度に限り、負担調整措置などにより課税

標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置がとられます。※令和2年中に地目の変更などがあった土地は、令和2年度と比較して実質的に課税標準額(税額)が上がることがあります。

## 2分の1減免と全額減免

東日本大震災による津波で被害を受け、平成23年度から全額減免などの対象になっている土地や家屋の令和3年度の減免措置についてお知らせします。

### ①2分の1減免

全額減免などの対象になっている土地や家屋のうち、使われている土地や家屋のうち、令和3年度から課税の対象になります。ただし、課税初年度は税額を2分の1に減免します。(新築住宅の減額措置や被災代替家屋の特例などの対象になる場合は、適用後の税額を2分の1に減免します)

※令和2年度に減免の対象になった土地や家屋は、令和3年度から本来の税額になります。

### ②全額減免

津波の被害を受けたままで使用できない場合や、津波のため家屋を取り壊してさら地になっている場合は、引き続き対象資産の固定資産税を全額減免します。

## ◎東日本大震災による固定資産税の減免措置の終了

市内の復興状況などを踏まえ、令和3年度をもって全額減免を終了します。令和4年度以降の課税については、下表のとおり段階的に課税することとします。

令和3年度まで	令和4年度	令和5年度
1/2減免の土地・家屋	全額課税	全額課税
全額減免の土地・家屋	1/2減免	全額課税

## 固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧

	縦 覧	閱 覧
期 間	5月6日(木)～5月31日(月) ※土・日曜日を除く	5月6日(木)～【通年】 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
場所・時間	本庁税務課 午前8時30分～午後5時15分(月・金曜日は午後6時30分まで)	本庁税務課＝午前8時30分～午後5時15分(月・金曜日は午後6時30分まで) 三陸支所・出張所＝午前8時30分～午後5時15分
縦覧・閲覧の対象	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿 ※所有者などの個人情報に記載されていません	固定資産課税台帳
縦覧・閲覧ができる人	① 固定資産税の納税義務者 ② ①の代理人 ③ 納税管理人	① 固定資産税の納税義務者 ② 借地人、借家人 ③ 固定資産の処分をする権利を有する人 ④ ①～③の代理人 ⑤ 納税管理人
必要なもの	・マイナンバーカード、免許証など本人確認ができるもの ・代理人の場合は委任状	・印鑑 ・代理人の場合は委任状 ・借地人、借家人は賃貸借契約書 ・固定資産の処分をする権利を有する人はそれを証明する書類
手数料	無 料	1通300円(縦覧期間中は無料)